

令和7年5月1日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
新明和工業 株式会社 (シメイコウギョウ カブシカイシャ) 主たる営業所 兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年5月1日～ 令和7年7月31日 (3カ月)

2 指名停止理由

機械式駐車装置設置工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことが、指名停止等措置要領別表第2第3号（独占禁止法違反）に該当するため指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 小樋山 （直通025-226-2211）